

## 主要な施策

県では、条例の基本理念にのっとり、以下の施策を実施します。

### ① 収益性の高い、足腰の強い経営が確立され、農林水産業が持続的に営まれるための施策

- ・ 需要の動向に応じた生産、収益性の高い経営の確立及び競争力ある産地育成
- ・ ブランド化や六次産業化による付加価値向上、輸出や県外への販路拡大
- ・ 県産木材の需要及び供給の拡大
- ・ 海面及び内水面漁業における資源管理や種苗放流等、水産資源の持続的利用
- ・ 意欲のある担い手の育成及び確保
- ・ 女性が自らの視点を生かした経営に参画するための環境整備
- ・ 新品種及び新技術の開発並びにその普及
- ・ 生産性向上のための基盤整備
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止
- ・ 家畜伝染病、農林水産物及び森林の病虫害等の発生予防及びまん延防止

### ② 安全で安心な農林水産物の生産、食及び木材利用の重要性への県民の理解促進、県民の主体的な行動を促すための施策

- ・ 安全で安心な農林水産物の生産や情報提供による消費者の信頼向上
- ・ 地産地消の推進
- ・ 教育機関等と連携した食育及び木育等の推進

### ③ 景観や県土の保全などの多面的機能が維持増進されるための施策

- ・ 都市と農山漁村との交流の促進等、県民の理解と関心を深める
- ・ 農林漁業者とボランティアや企業等との協働による農山漁村の維持発展
- ・ 自然環境に配慮した農業水利施設等の整備、安全で快適な生活環境の整備
- ・ 災害に強い農林水産業及び農山漁村づくり
- ・ 中山間地域の棚田、特産物等地域資源を活用した農山漁村の活性化
- ・ 農薬等の適正使用、バイオマス活用等による自然循環機能の維持増進

